

失業給付を受給される方へ

非自発的失業者の方の保険税軽減について

倒産、解雇などによる離職（特定受給資格者）や雇い止めなどによる離職（特定理由離職者）をされた方は、申請により保険税の軽減が受けられます。

【対象者】

離職の翌日から翌年度末までの期間において

1. 離職時点で **65歳未満** である方
2. 雇用保険の特定受給資格者（例：倒産・解雇・雇い止めなどによる離職）
3. 雇用保険の特定理由離職者（例：期間満了などによる離職）

「雇用保険受給資格者証」の離職理由コードが以下の方が対象です

離職者区分	離職理由コード	離職理由の例
特定受給資格者	11	解雇
	12	天災等の理由により事業継続不能となったことによる解雇
	21	雇い止め（雇用期間3年以上、雇い止め通知あり）
	22	雇い止め（雇用期間3年未満、契約更新明示あり）
	31	事業主の働きかけによる正当理由のある自己都合退職
	32	事業所移転に伴う正当理由のある自己都合退職
特定理由離職者	23	期間満了（雇用期間3年未満、契約更新明示なし）
	33	正当理由にある自己都合退職
	34	正当理由にある自己都合退職（被保険者期間12ヶ月未満）

※特例受給資格者又は高年齢受給資格者証の方は対象となりません

【軽減内容】

保険税は、前年所得をもとに算定されますが、軽減対象になる方の給与所得を

$\frac{30}{100}$ とみなして保険税を算定します。

【軽減対象期間】

離職日の翌日の属する月から翌年度末までの期間です。

※雇用保険失業給付を受ける期間とは異なります。

※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を喪失すると終了します。

【手続き窓口】

国民健康保険課15番窓口で行います（支所は不可）。

雇用保険受給資格者証、印鑑、本人確認書類（免許証、パスポート等）が必要になります。

ウラ面もご参考ください。

●雇用保険受給資格者証の確認方法

(「雇用保険の失業等給付受給資格者のしおり」より)

③
特
高

雇用保険受給資格者証

1. 支給番号	①	2. 氏名
3. 被保険者番号	4. 性別	5. 離職時年齢
		6. 生年月日
7. 求職番号		
8. 住所又は居所		
9. 支払方法(記号(口座)番号 - 金融機関名 - 支店名)		
②		
10. 資格取得年月日	11. 離職年月日	12. 離職理由
13. 60歳到達時賃金日額	14. 離職時賃金日額	15. 給付制限
16. 求職申込年月日	17. 認定日	18. 受給期間満了年月日
19. 基本手当日額	20. 所定給付日数	21. 通算被保険者期間
22. 離職前事業所名		
23. 再就職手当支給歴	24. 特殊表示(災害時、一括、巡相、市町村)	

① 「離職時年齢」

離職時点で65歳未満であるかご確認ください。

② 「離職理由コード」

以下の番号に該当するかご確認ください。

- ・ 特定受給資格者 ⇒ 11、12、21、22、31、32
- ・ 特定理由離職者 ⇒ 23、33、34

③ 「特」または「高」という記載がある場合

「特」(特例受給資格者証)または「高」(高年齢受給資格者証)という記載がある場合は、非自発的失業軽減は**非該当**です。